

## 電気需給約款（高圧・特別高圧）新旧対照表

旧	新	備考欄
<p><b>3 定義</b></p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(2) 特別高圧 標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。</p> <p>(7) 契約負荷設備 お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(8) 契約受電設備 お客さまが契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同</p>	<p><b>3 定義</b></p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 高圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(2) 特別高圧 標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。</p> <p>(7) 契約負荷設備 お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(8) 契約受電設備 お客さまが契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同</p>	

<p>位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</p> <p>(9) 契約容量 お客さまが契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(10) 契約電力 お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(11) 最大需要電力 お客さまの使用された需要電力の最大値であり、一般送配電事業者によって設置された30分最大需要電力計により計測された値をいいます。これによりがたい場合、30分毎に計測される電力量の最大値の2倍を用いるものといたします。</p> <p>(12) 給電指令 お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。</p> <p>(13) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(14) 消費税率 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。<u>なお、本約款においては8パーセントといたします。</u></p> <p>(15) 一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。</p> <p>(16) 常時供給電力</p>	<p>位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</p> <p>(9) 契約容量 お客さまが契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。</p> <p>(10) 契約電力 お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(11) 最大需要電力 お客さまの使用された需要電力の最大値であり、一般送配電事業者によって設置された30分最大需要電力計により計測された値をいいます。これによりがたい場合、30分毎に計測される電力量の最大値の2倍を用いるものといたします。</p> <p>(12) 給電指令 お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。</p> <p>(13) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(14) 消費税率 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。</p> <p>(15) 一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。</p> <p>(16) 常時供給電力</p>	<p>(変更)</p>
---	--	-------------

お客さまに常時供給する電力をいいます。

(17) 予備電力

お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電力をいい、次の2種類があります。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(18) 自家発補給電力

当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気をあわせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に当てるために、当社がお客さまに供給する電力をいいます。

(19) 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

(20) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の

お客さまに常時供給する電力をいいます。

(17) 予備電力

お客さまの常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給に当てるため予備電線路により供給される電力をいい、次の2種類があります。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(18) 自家発補給電力

当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気をあわせて使用する場合に、お客さまが所有する自家発電設備の検査、補修、または事故による不足電力の補給に当てるために、当社がお客さまに供給する電力をいいます。

(19) 貿易統計

関税法にもとづき公表される輸出および輸入に関する統計をいいます。

(20) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28

<p>2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(21) 燃料費調整額 燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづいて別紙1により算出された値をいいます。</p> <p>(22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるところによります。</p> <p>(23) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、割引額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(24) 供給地点 当社が一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(25) 接続供給 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(26) 接続供給契約 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p>(27) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(28) <u>休日</u> <u>日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいいます。</u></p>	<p>日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>(21) 燃料費調整額 燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづいて別紙1により算出された値をいいます。</p> <p>(22) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるところによります。</p> <p>(23) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、割引額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>(24) 供給地点 当社が一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(25) 接続供給 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(26) 接続供給契約 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。</p> <p>(27) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。</p> <p>(28) <u>夏季、その他季、休日、平日、重負荷時間、昼間時間、夜間時間</u> <u>下記表に定める期間および時間をいいます。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	---	-------------------------

<p>(29) <u>営業日</u> 休日以外の日をいいます。</p> <p>(30) <u>夏季</u> 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(31) <u>その他季</u> 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 78 1301 124">項目</th> <th colspan="2" data-bbox="1301 78 1832 124">対象日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 124 1301 225">夏季／その他季</td> <td data-bbox="1301 124 1440 225">夏季</td> <td data-bbox="1440 124 1832 225">毎年7月1日から9月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 225 1301 325"></td> <td data-bbox="1301 225 1440 325">その他季</td> <td data-bbox="1440 225 1832 325">毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 325 1301 564" rowspan="2">休日／平日</td> <td data-bbox="1301 325 1440 564">休日</td> <td data-bbox="1440 325 1832 564">土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 564 1440 611">平日</td> <td data-bbox="1440 564 1832 611">休日以外の日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 611 1301 1150" rowspan="2">重負荷時間 ／昼間時間 ／夜間時間</td> <td data-bbox="1301 611 1440 858">重負荷時間</td> <td data-bbox="1440 611 1832 858">日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の10時から17時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 858 1440 1150">昼間時間</td> <td data-bbox="1440 858 1832 1150">日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた8時から22時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1150 1301 1197"></td> <td data-bbox="1301 1150 1440 1197">夜間</td> <td data-bbox="1440 1150 1832 1197">重負荷時間と昼間時間以外</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象日時		夏季／その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間		その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間	休日／平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日	平日	休日以外の日	重負荷時間 ／昼間時間 ／夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の10時から17時	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた8時から22時		夜間	重負荷時間と昼間時間以外	
項目	対象日時																							
夏季／その他季	夏季	毎年7月1日から9月30日までの期間																						
	その他季	毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間																						
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日																						
	平日	休日以外の日																						
重負荷時間 ／昼間時間 ／夜間時間	重負荷時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の10時から17時																						
	昼間時間	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日および重負荷時間を除いた8時から22時																						
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外																						
<p><b>30 料金の支払義務および支払い</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、当社が一般送配電事業者から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期限日までに支払っていただきます。</p>	<p><b>30 料金の支払義務および支払い</b></p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、当社が一般送配電事業者から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期限日までに支払っていただきます。</p>																							

<p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、<u>休日</u>の場合には、その直後の<u>休日</u>でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、(3)にかかわらず、お客さまの料金の支払期限日は(5)、(6)および(7)によるものといたします。</p> <p>イ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について 銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合</p> <p>(5) お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった場合で、現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期限日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期限日は、お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった日といたします。</p> <p>(6) お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期限日は、お客さまが次のイまたはロに該当する場合は(3)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期限日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまが次のハに該当する場合は(3)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。</p> <p>イ (4)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払わ</p>	<p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が、<u>日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下、「当社が定める休日」といいます。）</u>の場合には、その直後の<u>当社が定める休日</u>でない日を支払期限日といたします。</p> <p>(4) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、(3)にかかわらず、お客さまの料金の支払期限日は(5)、(6)および(7)によるものといたします。</p> <p>イ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について 銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 ロ 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合</p> <p>(5) お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった場合で、現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金（支払期限日を経過していない料金に限ります。）がある場合は、その料金の支払期限日は、お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった日といたします。</p> <p>(6) お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期限日は、お客さまが次のイまたはロに該当する場合は(3)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日の前日にお客さまが次のハに該当する場合は(3)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。</p> <p>イ (4)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払わ</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	--	-------------------------

<p>れていない料金がない場合</p> <p>ロ (4)イまたはロに該当することとなった際、現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期限日までに相殺以外の方法により支払われた場合</p> <p>ハ お客さまがイまたはロに該当する場で、(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期限日を経過して支払われていない料金がなかったとき</p> <p>(7) (4)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(6)にかかわらず、お客さまが(4)イまたはロに該当しなかったものとみなします。</p>	<p>れていない料金がない場合</p> <p>ロ (4)イまたはロに該当することとなった際、現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期限日までに相殺以外の方法により支払われた場合</p> <p>ハ お客さまがイまたはロに該当する場で、(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期限日を経過して支払われていない料金がなかったとき</p> <p>(7) (4)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(6)にかかわらず、お客さまが(4)イまたはロに該当しなかったものとみなします。</p>	
<p><b>34 保証金</b></p> <p>(1) 当社は、6（需給契約の申し込み）(1)の申し込みをされるお客さまから、当社による需給の開始に先だって、そのお客さまの予想月額料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過しても料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または53（需給契約の終了）もしくは55（<u>解除</u>等）の規定により需給契</p>	<p><b>34 保証金</b></p> <p>(1) 当社は、6（需給契約の申し込み）(1)の申し込みをされるお客さまから、当社による需給の開始に先だって、そのお客さまの予想月額料金の3か月分に相当する金額をこえない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過しても料金の支払いがなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払いがないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、(2)に規定する保証金の預かり期間経過後、または53（需給契約の終了）もしくは55（<u>解約</u>等）の規定により需給契</p>	<p>(変更)</p>

<p>約が終了したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>	<p>約が終了したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあつては、その額を控除した残額をいいます。）をすみやかにお返しいたします。利息は、保証金に対し年0.024パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>	
<p><b>39 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社が需給契約の遂行上、お客さまの需要場所への立入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者から次の立入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務</p> <p>(2) 58（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等に関する業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務</p> <p>(5) 43（供給の停止）、53（需給契約の終了）(1)または55（<u>解除</u>等）にもとづく供給の停止および契約の終了により必要な処置に関する業務</p>	<p><b>39 需要場所への立入りによる業務の実施</b></p> <p>当社が需給契約の遂行上、お客さまの需要場所への立入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者から次の立入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査に関する業務</p> <p>(2) 58（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等に関する業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務</p> <p>(5) 43（供給の停止）、53（需給契約の終了）(1)または55（<u>解約</u>等）にもとづく供給の停止および契約の終了により必要な処置に関する業務</p>	<p>(変更)</p>



<p>(6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>(6) その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	
<p><b>49 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) 47 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 43 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または55 (解除等) によって需給契約を解除した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p><b>49 損害賠償の免責</b></p> <p>(1) 47 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって電気の供給が中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 43 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または55 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>(変更)</p>
<p><b>53 需給契約の終了</b></p> <p><u>(1) 需給契約の終了 ((2)以外の場合)</u></p> <p><u>イ</u> お客さまが、契約期間満了前に需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了を希望する日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p><u>ロ</u> お客さまが、契約期間満了をもって需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめ契約期間満了日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対し</p>	<p><b>53 需給契約の終了</b></p> <p><u>(1)</u> お客さまが、契約期間満了前に需給契約を終了しようとする場合は、<u>原則として</u>、あらかじめその終了を希望する日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、終了希望日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p><u>(2)</u> お客さまが、契約期間満了をもって需給契約を終了しようとする場合は、<u>原則として</u>、あらかじめ契約期間満了日の3か月前までに、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対し</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p>て、契約期間満了日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>△ 需給契約は、契約期間満了をもって需給契約が終了する場合、55（<u>解除等</u>）により需給契約が解除または終了する場合および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了希望日に終了いたします。</p> <p>（イ）当社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を終了した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を契約終了日といたします。</p> <p>（ロ）当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により需給契約を終了するために必要な処置ができない場合は、終了するための処置が可能になった日を契約終了日といたします。</p> <p>（2） <u>他の小売電気事業者への契約切替えによる終了（契約電力500キロワット未満）</u>  <u>お客さまが当社との需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者を通じ電力広域的運営推進機関のシステムを経由して、お客さまからの依頼を受けたときは、お客さまと当社との需給契約を終了するために必要な処置を行います。この場合は、電力広域的運営推進機関から通知される新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日の前日を契約終了日といたします。</u></p>	<p>契約期間満了日に需給契約を終了するために必要な手続きを行います。</p> <p>（3） 需給契約は、契約期間満了をもって需給契約が終了する場合、55（<u>解約等</u>）により需給契約が<u>解約</u>または終了する場合および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了希望日に終了いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまの終了の申し出を、実際に使用を終了した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）を契約終了日といたします。</p> <p>ロ 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により需給契約を終了するために必要な処置ができない場合は、終了するための処置が可能になった日を契約終了日といたします。</p>	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（削除）</p>
<p><b>55 <u>解除等</u></b></p> <p>（1） 当社は、お客さまが次にかかげる事由に該当する場合には、需</p>	<p><b>55 <u>解約等</u></b></p> <p>（1） 当社は、お客さまが次にかかげる事由に該当する場合には、需</p>	<p>（変更）</p>

<p>給契約を<u>解除</u>することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を<u>解除</u>する場合には、あらかじめその旨を<u>解除</u>日とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の<u>解除</u>後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p> <p>イ 支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が<u>休日</u>の場合は、その直後の<u>休日</u>でない日といたします。）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>ロ 当社とその他の需給契約またはガスの使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ニ 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ホ 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、お支払いに関する申込書に不備があることが判明し、申し込み手続きを完了できない場合</p> <p>ヘ 35（適正契約の保持）によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p>	<p>給契約を<u>解約</u>することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、需給契約を<u>解約</u>する場合には、あらかじめその旨を<u>解約</u>日とともに予告し、お客さまに対して①需給契約の<u>解約</u>後無契約となった場合には電気の供給が停止すること、および②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者または一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを書面により説明いたします。</p> <p>イ 支払義務発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目が<u>当社が定める休日</u>の場合は、その直後の<u>当社が定める休日</u>でない日といたします。）を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合</p> <p>ロ 当社とその他の需給契約またはガスの使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金についてイの事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>ハ この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ニ 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合</p> <p>ホ 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、お支払いに関する申込書に不備があることが判明し、申し込み手続きを完了できない場合</p> <p>ヘ 35（適正契約の保持）によって、変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	---	---

<p>ト 43 (供給の停止) によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>チ 特別高圧電力、高圧電力もしくは自家発補給電力の場合または予備電力で特別高圧電力または高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯 (小型機器を含みます。) によって電気を使用されたとき</p> <p>リ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合</p> <p>ヌ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>ル 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合</p> <p>ヲ 需給契約の条項 (61 (反社会的勢力との取引排除) を含みます。) に違反した場合</p> <p>ワ 本約款等および託送供給等約款、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、その需要場所から移転されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または一般送配電事業者がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の<u>解除</u>があったものといたします。</p>	<p>ト 43 (供給の停止) によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>チ 特別高圧電力、高圧電力もしくは自家発補給電力の場合または予備電力で特別高圧電力または高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯 (小型機器を含みます。) によって電気を使用されたとき</p> <p>リ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合</p> <p>ヌ 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合</p> <p>ル 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合</p> <p>ヲ 需給契約の条項 (61 (反社会的勢力との取引排除) を含みます。) に違反した場合</p> <p>ワ 本約款等および託送供給等約款、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(2) お客さまが当社に需給契約終了の通知をしない場合であっても、その需要場所から移転されている等明らかに電気の使用を終了したと認められるときは、当社または一般送配電事業者がお客さまに対する電気の供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合、この措置をとった日に需給契約の<u>解約</u>があったものといたします。</p>	<p>(変更)</p>
<p><b>56 需給契約終了後の債権債務関係</b></p> <p>需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、55 (解除等) の規定によって当社が需給契約を</p>	<p><b>56 需給契約終了後の債権債務関係</b></p> <p>需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、55 (解約等) の規定によって当社が需給契約を</p>	<p>(変更)</p>

<p>解除したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。</p>	<p>解約したとしても、消滅いたしません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。</p>	<p>(変更)</p>
<p>附則</p> <p><b>1 本約款の実施期日</b></p> <p>本約款は、平成 29 年 12 月 11 日から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p><b>1 本約款の実施期日</b></p> <p>本約款は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>(変更)</p>
<p>別紙</p> <p><b>1 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 0.0275</math></p> <p><math>\beta = 0.4792</math></p> <p><math>\gamma = 0.4275</math></p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円</p>	<p>別紙</p> <p><b>1 燃料費調整</b></p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>B = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p>C = 各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha = 0.0275</math></p> <p><math>\beta = 0.4792</math></p> <p><math>\gamma = 0.4275</math></p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円</p>	

とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各燃料平均価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

【高圧（500キロワット未満）】

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間

とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、料金プランごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各燃料平均価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

【高圧（500キロワット未満）】

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間

毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月1日から4月30日までの期間
<b>【高圧（500キロワット以上）および特別高圧】</b>		<b>【高圧（500キロワット以上）および特別高圧】</b>	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間

毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間	
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間	
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間	
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間	
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間	
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間	
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間	
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間	
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間	
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間	
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間	
ニ 燃料費調整額		ニ 燃料費調整額		



燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧	21銭9厘
	特別高圧	21銭6厘

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	高圧	22銭3厘
	特別高圧	22銭0厘

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載いたします。

(変更)

(変更)

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページに掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の使用分から翌年3月の使用分に適用いたします。

(変更)

(変更)

(変更)

<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までといたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の4月から翌年3月（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、取り消された月までといたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	--	-------------------------------------